

No.29 生活安全体制の強化＜防犯＞ （町民生活課）

令和5年度までにめざす姿

通学時の防犯対策や、防犯灯の設置、消費生活における被害を未然に防ぐなど、町民が安全で安心して生活ができる地域社会を構築します。

令和元年度にめざした成果

- ①警察、地域振興協議会、PTA等との連携により防犯活動を進めます。
- ②各集落等と連携し、防犯不安箇所の把握と防犯灯の設置を行います。
- ③消費生活における被害を未然に防ぐため、出前講座や広報等で周知し啓発活動を行います。

令和元年度にめざした活動

- ①警察、地域振興協議会、PTA等との連携
- ②協議会・集落との連携、状況把握の実施、防犯等設置
- ③消費生活被害を防ぐため、月1回、専門の相談員を配置して出前講座、広報等での周知・啓発活動

令和元年度の成果

- ①各地域振興協議会において、見守り活動が行われています。
- ②要望箇所へ防犯灯を設置しました。（優先順位有）
- ③消費者トラブルの相談窓口設置により、問題の早期解決につなげています。

令和元年度の問題

- ②防犯灯設置基準との意識の差があり、要望に応えることが出来ない場合があります。
- ③消費生活の被害状況について、相談されない方については把握ができていません。（被害に遭っていないが相談されないケースがあるかもしれない。）

令和2年度以降の方策

(1) 達成できた事項をさらに伸ばす方策

- ①防犯活動については、地域振興協議会との連携強化により、見守り活動を推進します。また、実施団体を増やし見守り体制を強化します。
- ③消費生活については、相談員の配置の継続します。啓発活動の継続、実施回数を増やすなどにより、強化を図ります。

(2) 解決すべき問題への方策

- ②防犯灯については、設置目的と効果を十分に確認し、優先順位付けを行い、適切な設置を心がけます。
- ③消費生活については、相談されない方が把握できないなどの課題があり、保健師・福祉部局と連携した声掛け、見守り活動の強化を行います。相談実施者に対しては、相談後の結果把握について消費生活センターと相談します。

(3) 新たに取組む方策

- ①地域振興協議会等、他団体との連携の強化を図ります。
- ③消費生活については、保健師・福祉部局と連携した声掛け、見守り活動を強化します。